

茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、要介護状態のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）に対して、介護保険の保険給付の対象とならない日常生活における軽易な作業を支援することにより、ひとり暮らし高齢者等が安心して生活できる環境を整え、高齢者福祉の向上を図るものとする。

(サービスの内容)

第2 ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業（以下「サービス」という。）は、次の各号に掲げる軽易な作業であって、30分以内で終了する単発的及び安全な作業とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を除く。

- (1) ごみ出し
- (2) 庭の除草
- (3) 日常生活で使用していない部屋の掃除
- (4) 窓ガラス及び網戸の清掃
- (5) 軽易な家具の移動
- (6) 季節の家庭用器具及び衣類の入替え
- (7) 電球、蛍光灯その他の照明器具の部品の取替え
- (8) 代筆及び代読
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 1回当たりのサービスの時間は、30分以内とする。

(実施の方法)

第3 サービスは、高齢者の在宅生活の支援を行っている非営利団体又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（以下「事業者等」という。）に委託して実施する。

(対象者)

第4 サービスの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 利用申請の日において本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次のいずれかに該当する者
 - ア 利用申請の日において65歳以上のひとり暮らし世帯の者
 - イ 利用申請の日において65歳以上の者のみで構成されている世帯の者
- (2) 介護保険法の規定による要介護認定において要介護1から要介護5までのいずれ

れかに判定されている者

(3) 次に掲げる施設に入所等していない者

- ア 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
- イ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- ウ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設
- エ 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居
- オ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設
- カ 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
- キ 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- ク 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- ケ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- コ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
- サ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
- シ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

（利用の申請）

第5 サービスの利用を申請しようとする者は、茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該申請者の当該年度の市町村民税（4月1日から6月30日までに申請する場合にあっては、前年度の市町村民税）の課税状況についての市町村民長（特別区の区長を含む。）の証明書又は生活保護適用に関する証明書
- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第26条第1項に規定する被保険者証の写し

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（利用の決定）

第6 市長は、第5第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたものについて利用を決定し、申請者に対して茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の場合において適当と認めないときは、申請者に対して茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用不承認決定通知書（様式第3号）により通知する。

（利用期間等）

第7 サービスの利用期間は、第6第1項の規定による利用の決定があった日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 サービスの利用回数は、1日1回、1月当たり2回を限度とする。

(利用方法)

第8 第6第1項の規定により利用の決定（以下「利用者」という。）は、サービスを利用するときは、同項に規定する利用決定通知書を提示するものとする。

(費用負担)

第9 利用者は、別表左欄に掲げる利用者の区分に応じ、同表右欄に定める利用者負担額を負担するものとする。

2 利用者負担額は、利用ごとに、事業者等に納付するものとする。

3 1回の利用時間は、サービスを提供する者が利用者の自宅に到着した時から利用者の自宅を退出した時までの間とする。ただし、サービスの内容が外出を伴う場合は、当該外出に要した時間を含むものとする。

(廃止の届出)

第10 利用者又はその家族等は、次の各号のいずれかに該当したときは、茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用廃止届（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 利用者が転出したとき。

(2) 利用者が死亡したとき。

(3) 利用者がサービスを利用する必要がなくなったとき。

(4) 利用者が第4各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(利用の廃止)

第11 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、サービスの利用を廃止する。

(1) 第10の届出があったとき。

(2) おおむね3月の間、利用者負担額の支払がなかったとき。

(3) サービスを利用する必要がないと認めたとき。

(4) サービスを不正に利用したとき。

2 市長は、前項第2号から第4号までに掲げる事由により、サービスの利用を廃止したときは、利用者に対し理由を付して、茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用廃止通知書（様式第5号）により通知する。

(委託料の請求)

第12 事業者等は、請求書に1月ごとに作成したひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業実績表（様式第6号。第13において「実績表」という。）を添えて市長に提出し、委託料を請求するものとする。

(委託料の支払)

第13 市長は、事業者等から提出された請求書及び実績表を確認し、相当と認めたとときは、委託料を事業者等に支払うものとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、サービスについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年9月18日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別表（第9関係）

ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用料負担額

利用者の区分	利用者負担額 (1回当たり)
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者、 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者及び市 町村民税非課税者	150円
市町村民税課税者	250円

備考 この表において「市町村民税非課税者」とは、当該年度（4月から6月までの間に申請する場合にあっては、前年度）の市町村民税（特別区民税を含む。）が非課税の者をいい、「市町村民税課税者」とは、当該年度（4月から6月までの間に申請する場合にあっては、前年度）の市町村民税（特別区民税を含む。）が課税の者をいう。

茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用申請書

（申請先）茨木市長

茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用について、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

ふりがな			
利用申請者氏名			
利用申請者住所	〒 ー 茨木市		
電話番号	()		
生年月日	明治・大正・昭和・西暦 年 月 日 (歳)		
要介護認定区分	1・2・3・4・5	有効期間	平成 年 月 日
希望サービス内容			
ふりがな			
代理申請人氏名	利用申請者との関係 ()		
代理申請人住所	〒 ー		
電話番号	()		

同意書

茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用の審査に必要なときは、私の住民登録、課税状況、要介護認定区分及び生活保護受給の有無について、茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳並びに要介護認定及び生活保護に関する事務の関係書類で確認することに同意します。

利用者氏名



茨 介 護 第 号
平 成 年 月 日

様

茨 木 市 長

印

茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業について、次のとおり決定したので通知します。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 利用者氏名 | |
| 2 | 決定日 | 平成 年 月 日 |
| 3 | 利用期間 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで |
| 4 | サービス内容 | 茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業実施要綱第2第1項に規定する軽易な作業 |
| 5 | 利用料 | 円（1日1回、30分以内） |

備考

次の場合は、申請者は、速やかに届け出てください。

- 1 利用者が市外に転出したとき。
- 2 利用者が死亡したとき。
- 3 利用者がこの事業を利用をする必要がなくなったとき。

茨 介 護 第 号
平 成 年 月 日

様

茨 木 市 長

印

茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用不承認決定通知書

平成 年 月 日付けの茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業の利用の申請について、次のとおり不承認と決定したので通知します。

- 1 利用者氏名
- 2 利用者住所
- 3 決定日
- 4 不承認の理由

平成 年 月 日

（届出先）茨木市長

（届出者）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用廃止届

平成 年 月 日付け茨 第 号に係る茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業の利用の廃止について、次のとおり届け出ます。

利 用 者	住 所	茨木市
	ふりがな 氏 名	
利用廃止年月日	平成 年 月 日	
利用廃止の理由		

茨 第 号
平成 年 月 日

様

茨木市長



茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業利用廃止通知書

平成 年 月 日付け茨 第 号に係る茨木市ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業の利用については、次のとおり廃止したので通知します。

- 1 利用者氏名
- 2 廃止日
- 3 廃止の理由